

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 11 月 30 日 (月) 号 外



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

○鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 の 支 給 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (※)

(人事課取扱い) 1

条 例

鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 の 支 給 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 11 月 30 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

鹿 児 島 県 条 例 第 47 号

鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 の 支 給 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 の 支 給 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 の 支 給 に 関 す る 条 例 (昭 和 26 年 鹿 児 島 県 条 例 第 69 号) の 一 部
を 次 の よう に 改 正 す る。第 3 条 第 1 項 中 「100 分 の 130」 を 「100 分 の 125」 に , 「100 分 の 110」 を 「100 分 の 105」 に
改 め , 同 条 第 2 項 中 「100 分 の 130」 を 「100 分 の 125」 に , 「100 分 の 110」 を 「100 分 の 105」
に 改 め る。

第 2 条 鹿 児 島 県 職 員 の 期 末 手 当 の 支 給 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 3 条 第 1 項 中 「100 分 の 125」 を 「100 分 の 127.5」 に , 「100 分 の 105」 を 「100 分 の 107.5」
に 改 め , 同 条 第 2 項 中 「100 分 の 125」 を 「100 分 の 127.5」 に , 「100 分 の 105」 を 「100 分 の
107.5」 に 改 め る。

(知 事 及 び 副 知 事 の 期 末 手 当 支 給 条 例 の 一 部 改 正)

第 3 条 知 事 及 び 副 知 事 の 期 末 手 当 支 給 条 例 (昭 和 26 年 鹿 児 島 県 条 例 第 21 号) の 一 部 を 次 の よ
う に 改 正 す る。

第 2 条 第 1 項 中 「100 分 の 170」 を 「100 分 の 165」 に 改 め る。

第 4 条 知 事 及 び 副 知 事 の 期 末 手 当 支 給 条 例 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 2 条 第 1 項 中 「100 分 の 165」 を 「100 分 の 167.5」 に 改 め る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 5 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 15 年鹿児島県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第 6 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 7 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成 15 年鹿児島県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第 8 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。